



子ども・子育て支援新制度 令和2年度 説明テキスト

職員処遇改善費

～制度編～

令和2年8月21日版

こども青少年局保育・教育運営課

*本テキストは、制度概要について説明しています。

具体的な申請手続き（提出書類やその記入方法等）については、別冊「令和2年度 説明テキスト 処遇改善等加算Ⅱ及び職員処遇改善費 申請事務手続き編」をご確認ください。

*本テキストでは、令和2年度の制度変更点に「★」を記載しています。変更内容の詳細については、別紙「処遇改善等加算の令和2年度の変更点」をご確認ください。

職員処遇改善費

本項目では、国の公定価格における処遇改善等加算Ⅱと併せて、経験年数7年以上の全ての保育士等に月額4万円の賃金改善を実施することを目的とした本市独自助成「職員処遇改善費」について説明します。

国の公定価格		横浜市独自助成
処遇改善等加算Ⅰ	処遇改善等加算Ⅱ	職員処遇改善費

1 趣旨

平成29年度から始まった処遇改善等加算Ⅱは、公定価格上の職員数全体の概ね3分の1を対象とする制度となっており、必ずしも経験年数7年以上の全ての保育士等が対象とならない制度となっていました。

また、横浜市の施設・事業所の保育士等の平均経験年数は8年となっており、7年以上の全ての保育士等に月額4万円が支給されず、対象者が絞られていました。

そのため、平成30年度から市独自助成として、経験年数7年以上の全ての保育士等に月額4万円の賃金改善を実施することを目的として、職員処遇改善費の助成を行っています。

2 要件

(1) 申請

処遇改善等加算Ⅰの賃金改善要件分・キャリアパス要件分及び処遇改善等加算Ⅱを適用した施設・事業所のみが職員処遇改善費を申請することができます。ただし、処遇改善等加算Ⅱの加算額について、当該施設・事業所から同一法人内の他の施設・事業所をまたぐ配分を実施する場合は、職員処遇改善費は申請することができません。

(2) 研修

処遇改善等加算Ⅱと同様に、原則※受講することが必要です。

※国は令和4年度を目途に研修要件の必須化を目指すこととしており、令和3年度までの間は要件を課さないことから、職員処遇改善費の研修要件も同様の取り扱いとします。

(3) 給与の支払い（賃金改善）方法

処遇改善等加算Ⅱと同様に、原則決まって毎月支払われる手当等により行われるものとします。賃金改善の内容によっては、給与規定の変更や社会福祉法人等の場合は理事会での承認が必要となる場合がありますので、ご注意ください。

Point①

毎月賃金改善を行うことが原則となりますが、本市からの加算対象職員数の決定通知後に、4月に遡って給与規定の改定を行う場合は、決定前の賃金改善額を遡及して支払うことが可能です。

ただし、加算対象職員数の決定通知後は毎月賃金改善を行ってください。当年度分をまとめて一時金として支払うことはできません。

(4) 給与支給額（賃金改善）の上限

職員処遇改善費は、処遇改善等加算Ⅱと併せて月額4万円を上限としてください。
また、賃金改善額は、月額5千円以上4万円以下となるように配分してください。

(5) 加算に係る使途

処遇改善等加算Ⅰの賃金改善要件分及び処遇改善等加算Ⅱと同様に、職員処遇改善費に係る加算額についても、確実に職員の賃金改善に充てるものとします。

(6) 発令・職務命令

処遇改善等加算Ⅱと同様の発令や職務命令は求めませんが、園の状況により必要な場合は役職名の発令や職務命令を行ってください。

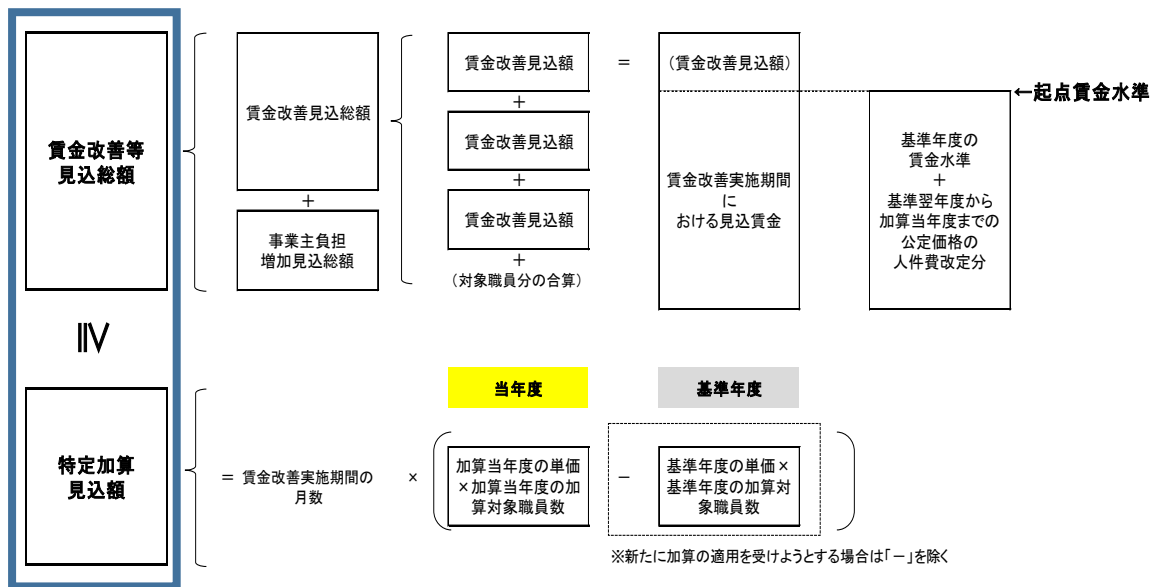
(7) 賃金改善等見込総額と特定加算見込額★

処遇改善等加算Ⅱの取扱いと同様になります。

(詳細は、説明テキスト「処遇改善等加算Ⅱ～制度編～」5ページ以降をご確認ください。なお、処遇改善等加算Ⅱにかかる内容については、職員処遇改善費と読み替えてください。)

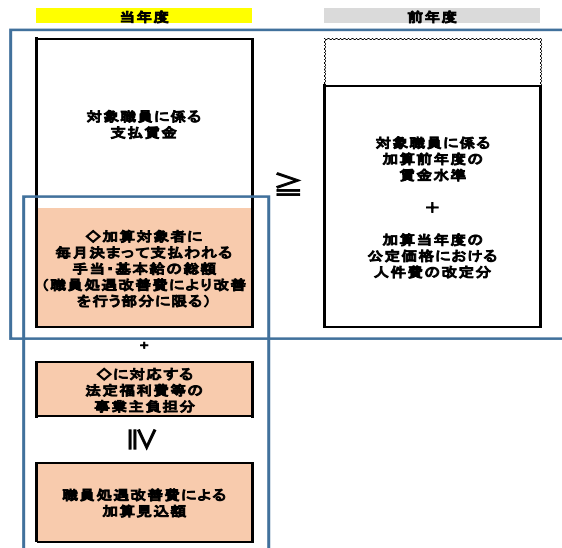
ア 処遇改善等加算Ⅱ新規事由がある場合

「賃金改善等見込総額」が「特定加算見込額」を下回っていないこと。



イ 処遇改善等加算Ⅱ新規事由がない場合

対象職員に係る支払賃金（毎月支払われる手当又は基本給に限り、加算前年度に係る加算残額の支払いを除く）が**加算前年度の賃金水準に加算当年度の公定価格における人件費の改定分を加えた額**を下回っておらず、かつ、加算当年度における**加算対象者に毎月決まって支払われる手当又は基本給**（職員処遇改善費により改善を行う部分に限り、これに対応する法定福利費等の事業主負担分を含む。）の**総額**が**加算当年度の職員処遇改善費による加算見込額**を下回っていないこと。



(8) 基準年度★

処遇改善等加算Ⅱの基準年度と同様になります。

<参考：処遇改善等加算Ⅱの基準年度>

【基準年度について】

状況	基準年度
加算Ⅱ－①もしくは加算Ⅱ－②の単価または加算Ⅱ算定対象人数が 公定価格の改定により加算前年度に比して増加する場合	加算前年度 (これにより難い特別の事情があると認められる場合には、 加算当年度の3年前の年度)
加算前年度に加算Ⅱの適用を受けておらず、 それ以前に適用を受けたことがある場合	加算Ⅱの適用を受けた直近の年度
加算当年度に初めて加算Ⅱの適用を受ける場合	加算前年度

Point②

対象職種は「保育士」「保育教諭」「教諭」「保健師・助産師・看護師・准看護師」です。

- 園長、施設長、管理者（管理者を設置していない場合は保育責任者）→対象外です。
- 栄養士・調理員→対象外です（処遇改善等加算Ⅱでは対象とできます）。
- 一時保育・一時預かり・市型預かり保育等、別事業専任の職員→対象外です。

Point③

【各施設・事業所において対象となる職種】

- ・保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業…「保育士（家庭的保育者及び家庭的保育補助者で保育士資格保有者を含む）」「保健師・助産師・看護師・准看護師」
- ・認定こども園…「保育教諭」「保健師・助産師・看護師・准看護師」
- ・幼稚園…「教諭」「保健師・助産師・看護師・准看護師」

（２）職員処遇改善費の単価

法定福利費等の事業主負担増加額を含み、50,000円です。

4 賃金改善計画について【施設内での配分】

職員処遇改善費の適用を受ける施設・事業所は処遇改善等加算Ⅱとあわせて賃金改善計画書を策定し、計画を職員に周知し、賃金改善の対象者から「賃金改善確認書（第2号様式の3）」に賃金改善の対象となる職員の署名をもらいます。

計画策定にあたっては、**賃金改善等見込総額が特定加算見込額を下回っていない**（新規事由がない場合は、**対象職員に係る支払賃金**（毎月支払われる手当又は基本給に限り、加算前年度に係る加算残額の支払いを除く）が**加算前年度の賃金水準に加算当年度の公定価格における人件費の改定分を加えた額**を下回っておらず、かつ、加算当年度における**加算対象者に毎月決まって支払われる手当又は基本給**（職員処遇改善費により改善を行う部分に限り、これに対応する法定福祉費等の事業主負担分を含む。）の**総額が加算当年度の職員処遇改善費による加算見込額を下回らない**ように積算し、それに基づく改善を行うことが必要です。

給与の改善方法や改善額及び改善を行う範囲は、要件を超えない範囲で、施設・事業所の実情に応じて決定します。

(1) 賃金改善の要件

賃金改善の要件は、「2 要件」をご確認ください。

(2) 賃金改善の対象範囲（重要）

賃金改善の対象となる職員は、「3（1）」の加算対象職員と同じです。「3（1）加算対象職員数の考え方」をご確認ください。

処遇改善等加算Ⅱとは異なり、必ず経験年数7年0か月以上かつ対象職種の職員（※）のみを対象に、職員処遇改善費を配分してください。

※経営に携わる法人の役員等を兼務している職員も含まれます。ただし、本加算を役員報酬に充てることはできません。

5 賃金改善実績報告について

賃金改善実績の報告は、策定した賃金改善計画に基づき、1年をとおして賃金改善を実施した後、その実績を報告します。実績報告時も、賃金改善の対象者から「賃金改善確認書（第2号様式の3）」に賃金改善の対象となる職員の署名をもらいます。

賃金改善の実施に要した費用が、加算実績額に満たず、残額が生じている場合は、その全額を一時金等により、翌年度の賃金改善に充ててください。

Point④

残額が生じた場合でも、職員処遇改善費の賃金改善の対象に該当する職員以外には支給できません。

※3（1）「加算対象職員数の考え方」

4（2）「賃金改善の対象範囲」 を参照

6 虚偽等の場合の返還措置

施設・事業所が虚偽又は不正の手段により加算を受けた場合には、市長が当該施設・事業所に対してすでに支給された加算額の全部または一部の返還措置を講じることとします。

【参考】処遇改善等加算Ⅱ及び職員処遇改善費の配分イメージ

<パターン①>

経験年数7年以上の職員：9人

人数A：5人

職員処遇改善費の対象職員：4人（9人－5人）

役職名等	経験年数	処遇改善等加算Ⅱ (人数A)	職員処遇改善費	合計処遇改善額 (月額)
主任保育士	25年		40,000円	40,000円
副主任保育士	18年	40,000円		40,000円
専門リーダー①	15年	40,000円		40,000円
専門リーダー②	13年	40,000円		40,000円
専門リーダー③	12年	40,000円		40,000円
専門リーダー④	11年	40,000円		40,000円
専門リーダー⑤	10年		40,000円	40,000円
専門リーダー⑥	9年		40,000円	40,000円
専門リーダー⑦	7年		40,000円	40,000円

↓
枠内の職員のみ発令・職務命令が課されます。

<パターン②>

経験年数7年以上の職員：5人

人数A：2人

職員処遇改善費の対象職員：3人（5人－2人）

役職名等	経験年数	処遇改善等加算Ⅱ (人数A)	職員処遇改善費	合計処遇改善額 (月額)
主任保育士	25年		40,000円	40,000円
副主任保育士	10年	40,000円		40,000円
専門リーダー①	8年	20,000円	20,000円	40,000円
専門リーダー②	8年	20,000円	20,000円	40,000円
専門リーダー③	7年		40,000円	40,000円

↓
枠内の職員のみ発令・職務命令が課されます。

<パターン③>

経験年数7年以上の職員（※）：5人

人数A：4人

職員処遇改善費の対象職員：1人（5人－4人）

役職名等	経験年数	処遇改善等加算Ⅱ (人数A)	職員処遇改善費	合計処遇改善額 (月額)
副主任保育士	10年	40,000円		40,000円
専門リーダー①	8年	40,000円		40,000円
専門リーダー②	8年	20,000円	20,000円	40,000円
専門リーダー③	7年	20,000円	10,000円	30,000円
専門リーダー④	7年	20,000円	10,000円	30,000円
専門リーダー⑤	6年	20,000円		20,000円

すべての人に発令・職務命令が課されます。

<パターン④>

経験年数7年以上の職員（※）：5人

人数A：3人

職員処遇改善費の対象職員：2人（5人－3人）

役職名等	経験年数	処遇改善等加算Ⅱ (人数A)	職員処遇改善費	合計処遇改善額 (月額)
主任保育士	25年		30,000円	30,000円
副主任保育士	10年	40,000円		40,000円
専門リーダー①	8年	40,000円		40,000円
保育士①	8年		30,000円	30,000円
保育士②	7年		20,000円	20,000円
専門リーダー (栄養士)②	6年	40,000円		40,000円

枠内の職員のみ発令・職務命令が課されます。

※パターン③・④のように処遇改善等加算Ⅱ及び職員処遇改善費の配分の仕方によっては、経験年数7年以上の全ての保育士等に4万円の賃金改善ができなくなる可能性があります。配分の検討や職員への説明を行う際には充分ご注意ください。